



参考 4

建設省経構発第6号
平成6年3月23日

建設業者団体の長あて

建設 経 濟 局 長

平成5年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について

総合工事業者と専門工事業者が対等の立場に立って、建設生産システムが抱える種々の問題の解決に向けて具体的な基準・ルール等を確立するための自主的な協議の場である「建設生産システム合理化推進協議会」において、平成3年度より「4週6休制の先行的実施について」、「契約締結に至るまでの適正な手順について」それぞれ申合せが行われ、現在、その推進に向け銳意努力がなされているところである。

平成5年度においても「建設生産システム合理化推進協議会」において、活発な協議が行われた結果、平成6年3月3日、「建設技能労働者の教育訓練の充実」及び「契約締結の適正化」について申合せが行われるとともに、別紙の通り、「建設生産システム合理化推進協議会」より建設省建設経済局あて、これらの申合せに基づき、建設技能労働者の教育訓練の充実及び契約締結の適正化について建設業界に対する周知・指導方要請があつたところである。

については、本要請の趣旨を踏まえ、建設技能労働者の教育・訓練体制を整備し、その推進を図ること、また、工事の着工から精算に至るまで契約の履行が適正になれるよう傘下建設業者に対する周知・指導について、特段のご配慮方お願いする。